

児童福祉課からのお知らせです

家庭児童相談

家庭相談員による相談

- 【内 容】 お子さん（0～18歳未満）とその家族の悩みについての相談（電話相談可）
- 【日 時】 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 【相談場所】 下野市石橋庁舎1F 相談室
- 【対 象 者】 下野市内在住の方

母子家庭および婦人相談

母子自立支援員兼婦人相談員による相談（電話相談可）

- 【内 容】 母子家庭の相談及び自立支援（貸付含む）
婦人相談（DV等含む）
- 【日 時】 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
- 【相談場所】 下野市石橋庁舎1F 相談室
- 【対 象 者】 下野市内在住の方



児童扶養手当

国内に住所がある方で、両親が離婚したり、父親が死亡、あるいは父親が重度の障害にある児童等を養育している母親、または養育者に、児童が18歳に達した年度末まで支給されます。ただし、所得制限があります。（公的年金受給者を除く）

所得限度額表（平成17年8月以降の限度額）

平成16年中の 扶養親族等の数	本人全額支給所得額	本人一部支給所得額	孤児等の養育者、 配偶者、扶養義務者
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

請求者が母の場合は、児童の父から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

手当額（平成18年4月以降）

児童1人の場合	全額支給	月額41,720円
	一部支給	月額は所得に応じて 9,850円から41,710円
児童2人の場合	5,000円加算	
以下児童が 1人増すごとに	3,000円加算	

手当の支給（年3回）

- ・8月20日（4月～7月分） ・12月20日（8月分～11月分） ・4月20日（12月分～3月分）
- 支払日が、土曜日、日曜日、休日の場合には、前日に支払われます。

遺児手当

父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の児童について手当を支給します。

義務教育終了前までの児童を養育する者又は当該児童を養育するものがない場合は当該児童のうち年長の者。前年の所得により、手当が支給されない場合があります。

手当額 児童1人につき 3,000円（月額）

問い合わせ先

児童福祉課 子育て支援係 ☎52-1114